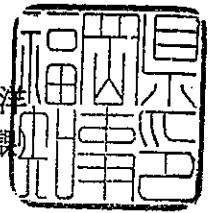


福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本 博志 殿

福岡県知事 小川 洋
(企画・地域振興部市町村支援課)



住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記の事務に係る全項目評価書（案）について貴会の意見を求めたいので、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 51 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、諮問します。

記

1 特定個人情報保護評価書の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

2 事務の内容

福岡県は、住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号。以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。

具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

- ① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ② 市町村からの本人確認情報（氏名、住所等の情報。以下、同じ。）に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構への通知
- ③ 福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転
- ④ 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会

3 諮問の趣旨

社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいても、住民基本台帳法の規定に基づき、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有するため、特定個人情報保護評価書を作成する必要があるところ、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を求めるもの。



【提出書類】

1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書（案）	1
2	参考資料	
(1)	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」概要	22
(2)	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書（案）	26
(3)	事務の概要	
①	住民基本台帳ネットワークシステムの概要	29
②	住民基本台帳ネットワークシステムの事務の内容	30
③	住民基本台帳ネットワークシステムの利用者の情報の管理	31
(4)	委託契約書の写し	
①	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る業務委託契約書（抜粋）	32
②	福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務委託契約書（抜粋）	43

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。
- ・(手の平の静脈を利用した)生体認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。
- ・利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。
- ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。

評価実施機関名

福岡県知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>①事務実施上の必要性</p>	<p>福岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③福岡県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。</p>

5. 個人番号の利用 ※

<p>法令上の根拠</p>	<p>住基法(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) <p>* 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号。以下「整備法」という。)附則第3号施行日時点</p>
---------------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施しない]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>—</p>

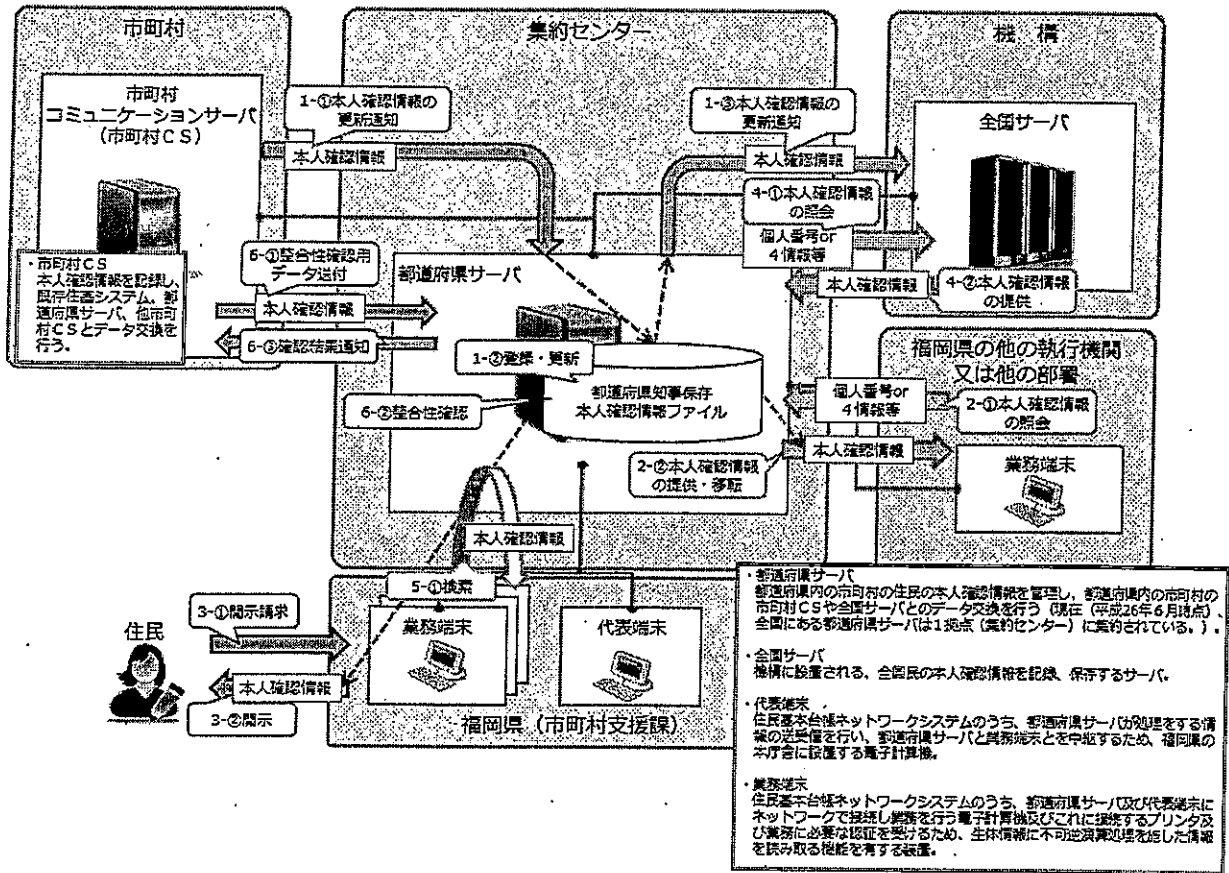
7. 評価実施機関における担当部署

<p>①部署</p>	<p>企画・地域振興部市町村支援課</p>
<p>②所属長</p>	<p>企画・地域振興部市町村支援課長 末弘 孝之</p>

8. 他の評価実施機関

<p>—</p>

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-② 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転

- 2-① 福岡県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 2-② 福岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
 ※福岡県の他の執行機関又は他の部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(注1)には、福岡県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。
 (注1) 福岡県の他の執行機関又は他の部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
 (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県内の住民 * 福岡県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。なお、住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
その妥当性	個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年6月予定	
⑥事務担当部署	福岡県企画・地域振興部市町村支援課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<p>[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 民間事業者 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	

⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、当県のホームページにて公表している。
⑥委託先名		日本電気株式会社九州支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	福岡県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	
提供先2	福岡県の他の執行機関(教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 * 住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	福岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	

提供先3	住基法上の住民	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。	
移転先1	福岡県の他の部署(税務課など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、福岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 * 住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	福岡県の他の部署からの検索要求があった都度、随時。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施設管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・福岡県においては、出力した記録媒体等を施設管理できる場所に保管する。	
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(*)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 <p>* 都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限を発行する場合 (本庁)申請書を提出してもらい、市町村支援課で内容を確認した後、システムへの登録及び管理簿への記入を行う。 (出先)出先の管理者は、システムへの登録及び管理簿(出先用)への記入を行い、市町村支援課へ報告書を提出する。市町村支援課においては、システム上の情報と報告書の内容に誤りがないことを確認したうえで、管理簿(全体用)に記入する。 ・アクセス権限を失効させる場合 (本庁)申請書を提出してもらい、市町村支援課で内容を確認した後、システムからの削除及び管理簿への記入を行う。 (出先)出先の管理者は、システムからの削除及び管理簿(出先用)への記入を行い、市町村支援課へ報告書を提出する。市町村支援課においては、システム上の情報と報告書の内容に誤りがないことを確認したうえで、管理簿(全体用)に記入する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限がある者を管理簿で管理する。 ・操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログのことを言う。以下同じ。)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な利用の疑いがある場合は、利用管理簿等との整合性の確認や利用所属への聞き取りを行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・システムの操作履歴により、不適切な利用(不必要なあいまい検索による検索対象者以外の情報の表示等)を行っていないかを随時確認する。 ・毎年度、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した者を対象に、一部の操作履歴を抽出し、当該利用が事務外利用でないか第三者が確認する点検作業を実施する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容:	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得を禁止する。 ・大量のデータ出力(一括提供方式)に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を設定し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・アクセス権限については、委託業務に必要な最小限のものにするとともに、管理簿で管理を行う。 ・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 以下を契約書に明記している。 ・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないこと。 ・必要があれば、委託先が取り扱っている個人情報の状況について、委託者である当県(市町村支援課)の職員が随時調査すること。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付及び件数の記録を残す。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を県が定める管理基準に規定し、委託先にも順守させている。 ・個人情報が記載された媒体を廃棄する場合、紙の書類についてはシュレッダにかけ、電子記録媒体については内容を読み取ることができない状態にする。 ・廃棄した場合は、台帳にその日付等を記載する。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下を契約書に明記している。 ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者の制限 ・個人情報の利用・提供の制限 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託における条件 ・個人情報の保護に関する研修の実施 ・当県職員による個人情報の状況の随時調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理、保持する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	法律や条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、機構が作成した手引書等に定められた方法により行う。	
その他の措置の内容	利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供がされないことがシステム上担保される。 また、福岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<input type="checkbox"/> 政府機関ではない <input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
②安全管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
③安全管理規程	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
④安全管理体制・規程の職員への周知	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
⑤物理的対策	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入室者を特定し、管理する。 ・福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。
⑥技術的対策	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
⑧事故発生時手順の策定・周知	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れているが課題が残っている <input type="checkbox"/> 十分である
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし
その内容	委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメールアドレス(461名分)を表示した状態でメールを送信した。
再発防止策の内容	全所属長に対して、委託先への監督の徹底、所属職員及び関係団体(委託先を含む。)の全職員へのBCC機能の利用、送信前の複数でのチェック等の措置を講じるよう周知徹底を通知した。 また、平成25年1月からは、庁外の複数の宛先へのメール送信については、BCCを利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。
⑩死者の個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 保管している <input type="checkbox"/> 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、福岡県文書管理規程等に基づき、定められた期間のみ保管するとともに、廃棄時には裁断、溶解等、当該文書に記録された情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものとする。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの端末を設置している全所属に対し、セキュリティ対策に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	年に1回、利用所属の一部を抽出して、外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの初任者等を対象に、住民基本台帳ネットワークシステムの操作方法や禁止事項等の研修会を行う。また、別途、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する全所属を対象に、セキュリティ対策に関する研修会を行う。
3. その他のリスク対策	
-	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 ・福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係(電話番号 092-643-3073) ・福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号 092-643-3104)	
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。	
	特記事項	—
③手数料等	[有料]	<選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 書面による場合は実費負担。画面による場合、無料。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム
	公表場所	・福岡県ホームページに掲載(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html)。 ・県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3073
②対応方法	・問合せの受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残している。 ・問合せ対応マニュアルを整備している。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年1月23日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県のホームページへの掲載 及び 市町村支援課への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール 及び 書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	平成27年2月2日～3月3日 の30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし。
⑤評価書への反映	特になし。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年3月17日、平成27年4月(予定)
②方法	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51号第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。
③結果	第三者点検後に記載。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の
 管理及び提供等に関する事務を対象とする「特定個人情報保
 護評価書（全項目評価書）（案）」概要

表紙

記載項目	概 要
評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	福岡県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

I 基本情報

記載項目	概 要
事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
事務の内容	<p>福岡県は、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。</p> <p>具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ② 市町村からの本人確認情報（*）に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③ 福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転

	<p>④ 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>⑤ 機構への本人確認情報の照会</p> <p>* 本人確認情報とは、4情報（氏名、性別、生年月日及び住所の4つの情報のことをいう。以下同じ。）、住民票コード、個人番号及び変更情報のことをいう。以下同じ。</p>
システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
ファイルを取り扱う理由	転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として取り扱う。
個人番号利用の根拠	<p>住基法（*）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条（住民票の記載事項） ・ 第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・ 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・ 第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・ 第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・ 第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・ 第30条の15（本人確認情報の利用） ・ 第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・ 第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） <p>* 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）附則第3号施行日時点</p>
情報提供ネットワークシステムによる情報連携の有無	無
評価担当部署	企画・地域振興部市町村支援課

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	概要
特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
ファイルに記録される項目	個人番号、4情報、住民票コード等
特定個人情報の入手・使用	入手：住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。 使用：福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
ファイルの取扱いの委託	以下の業務を委託する。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務
特定個人情報の提供・移転	提供先：地方公共団体情報システム機構、福岡県の他の執行機関、住基法上の住民 移転先：福岡県の他の部署
特定個人情報の保管・消去	保管：都道府県サーバの集約センターにおいては、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。 消去：都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	概要
特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
特定個人情報の入手	入手手段を市町村 CS からの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定させることで、特定個人情報の目的外の入手や不適切な方法による入手を防止している。
特定個人情報の使用	他システムとの接続は行わない。また、生体認証による操作者認証により、アクセス権限がない者の利用を防止する。さらに、システムの操作履歴により、不適切な利用を行っていないかを随時確認する。
ファイルの取扱いの委託	契約書中の個人情報取扱特記事項等により、目的外利用や再委託の禁止等を定めている。

特定個人情報の提供・移転	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理、保持する。また、利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限する。
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない。
特定個人情報の保管・消去	都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所へ保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新などの対応を行う。

IV その他のリスク対策

記載項目	概要
監査	セキュリティに関する自己点検や外部監査を行う。
従業者に対する教育・啓発	操作方法や禁止事項等に関する研修会及びセキュリティに関する研修会を行う。

V 開示請求、問合せ

記載項目	概要
開示等請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 ・福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係 (電話番号 092-643-3073) ・福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 (電話番号 092-643-3104)
ファイルの取扱いに関する問合せ先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係 (電話番号 092-643-3073)

VI 評価実施手続

記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。
住民等からの意見聴取	県のホームページへの掲載及び市町村支援課への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。
- ・(手の平の静脈を利用した)生体認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。
- ・利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。
- ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の概要	<p>福岡県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報(*)に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>*本人確認情報とは、4情報(氏名、性別、生年月日及び住所)、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報のことをいう。以下同じ。</p>
③システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>*後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>住基法(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7条(住民票の記載事項) 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の15(本人確認情報の利用) 第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) <p>*行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)附則第3号施行日時点</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	-

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	企画・地域振興部市町村支援課
②所属長	企画・地域振興部市町村支援課長 末弘 孝之

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号</p> <p>・福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係(電話番号 092-643-3073)</p> <p>・福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号 092-643-3104)</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号</p> <p>福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係(電話番号 092-643-3073)</p>
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

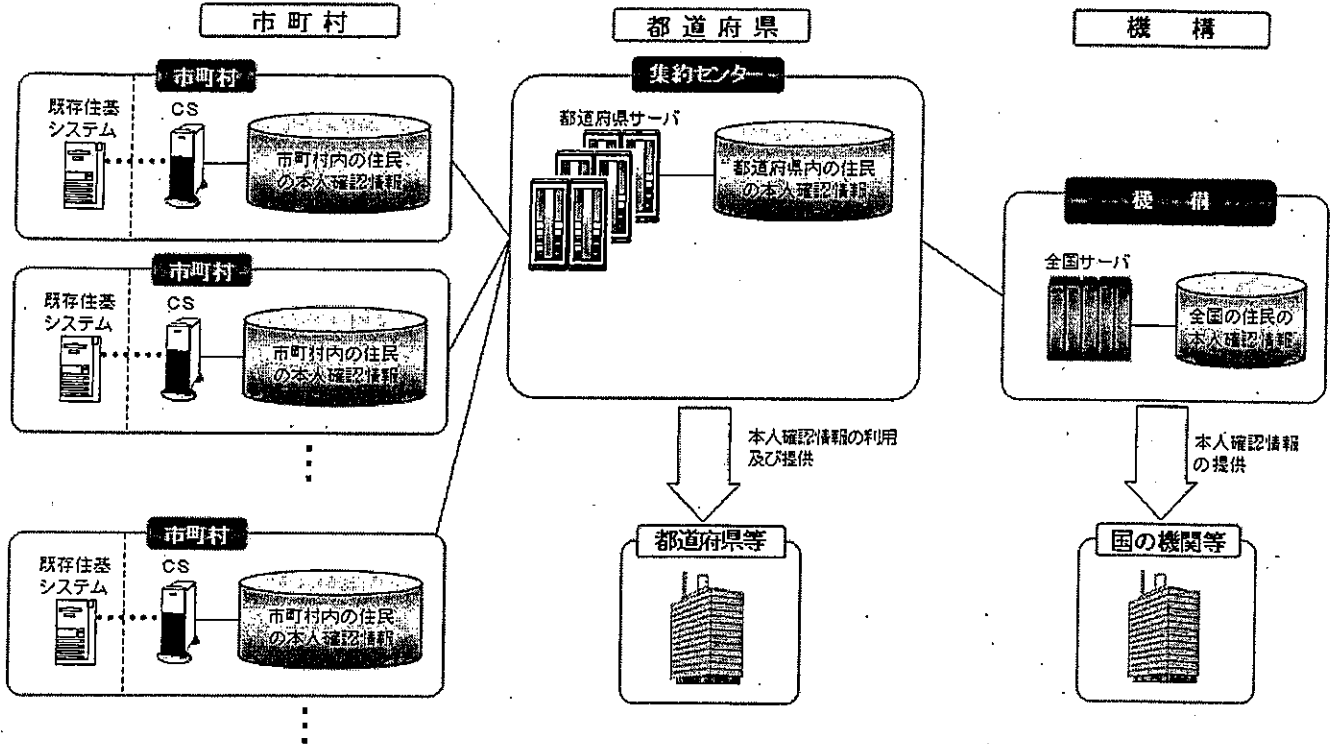
III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

1 概要

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、全国の地方公共団体を専用回線で結び、市町村ごとに運用されていた住民基本台帳（住民票を各市町村でまとめたもの。）に関するシステムをネットワーク化することにより、全国共通の本人確認を可能とするシステムで、平成 14 年 8 月から運用が開始されています。



市町村において住民の異動が発生すると、既存住基システムから CS へ異動情報が通知され、CS の情報が更新されます。同様に、異動情報が CS から都道府県サーバへ、都道府県サーバから全国サーバへ通知されることで、都道府県サーバと全国サーバの情報が更新されます。

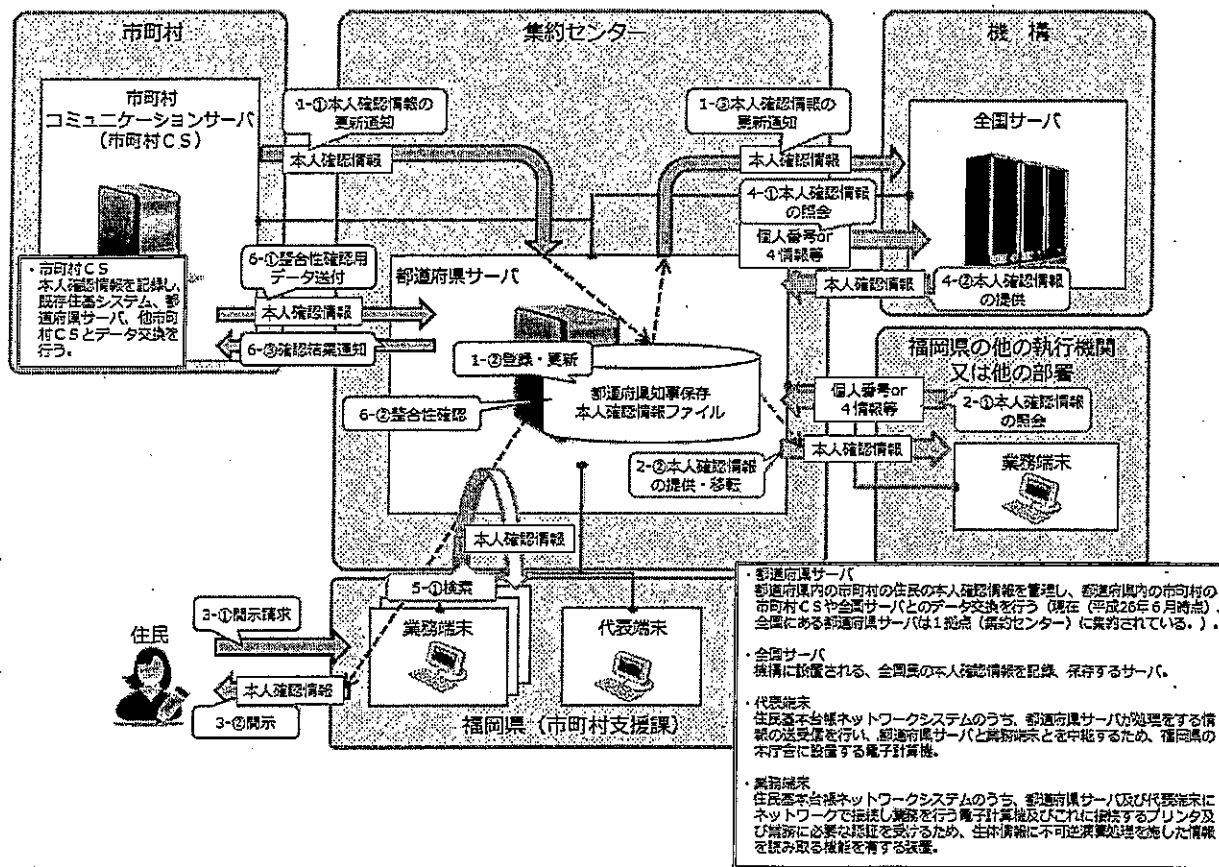
2 用語の説明

機構	地方公共団体情報システム機構のことで、住民基本台帳法に基づき住基ネットの開発や運用管理等を行う機関。
既存住基システム	住基ネットの構築以前から各市町村で運用されていた住民基本台帳に関するシステム。
CS（コミュニケーションサーバ）	各市町村が管理するサーバ。市町村ごとに異なる既存住基システムの情報を統一化し、住基ネットに接続するためのもの。
都道府県サーバ	各都道府県が管理するサーバ。都道府県等が住基ネットの情報を利用等するためのもので、現在は機構に対し集約センターでの一括管理を委託。
全国サーバ	機構が管理するサーバ。国の機関等に住基ネットの情報を提供等するためのもの。

3 導入の主なメリット

- ・これまで住民が申請等する際に必要だった住民票の写しの提出を省略することが可能となりました。
- ・市町村間で住基ネットを通じて住民の異動情報をやりとりすることが可能となりました。
- ・国の機関及び都道府県等において、住民の現況を確実かつ迅速に把握することが可能となりました。

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-② 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転

- 2-① 福岡県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 福岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
 ※福岡県の他の執行機関又は他の部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合は(注1)には、福岡県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。
 (注1) 福岡県の他の執行機関又は他の部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
 (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

住民基本台帳ネットワークシステムの利用者の情報の管理

1 概要

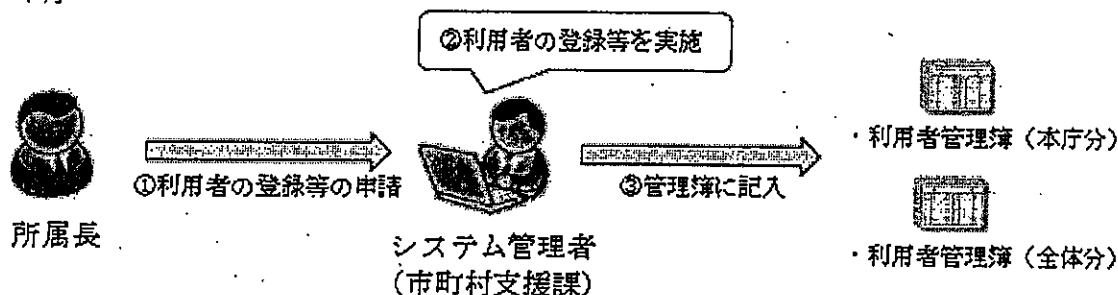
住民基本台帳ネットワークシステムにおける利用者の認証は、生体情報（手の平の静脈から得られる情報）により、事前に登録した本人かどうかを確認する方法によって行われています。

本県においては、本庁及び各出先所属に利用者の情報を管理する者を置き、利用者の情報の登録、変更及び削除（以下「登録等」という。）を行っています。

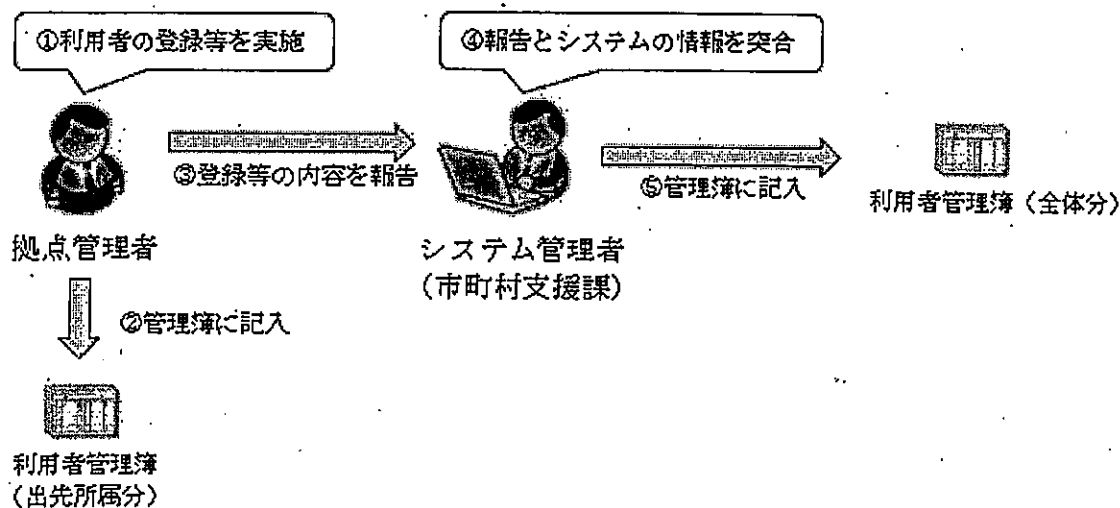
2 利用者の情報の登録等の流れ

利用者の情報について、本庁の所属においては市町村支援課のシステム管理者が管理し、出先所属においては各所属の利用者の情報を管理する者（以下「拠点管理者」という。）が管理しています。また、システム管理者は、全体の利用者の情報についても管理しています。

(1) 本庁



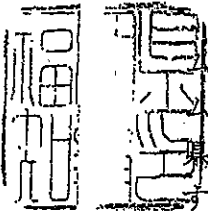
(2) 出先所属



3 不正防止対策

- ・拠点管理者は、利用者の情報を登録等した場合には、原則2週間以内にシステム管理者に報告しなければならない旨を手順書に定め、報告が遅れないよう指示しています。
- ・システム管理者は、拠点管理者からの報告とシステムの登録内容を突合し、誤りがないか確認すると同時に、報告されていない者が登録されていないか確認しています。
- ・システム管理者は、随時、システムの登録内容と利用者管理簿（全体分）の突合を行い、拠点管理者からの報告漏れがないか、確認しています。
- ・登録情報の有効期限を最長でも次年度の4月30日とし、必ず年度初めに全ての利用者の情報の確認（更新）が行われるようにするとともに、万が一、利用者の異動による情報の削除漏れが発生した場合であっても、4月30日以降利用できない仕組みとしています。
- ・年度当初に拠点管理者向けの説明会を行い、利用者の情報の管理方法を周知しています。

住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの
運用監視等に係る業務委託契約書



委託者 福岡県知事 小川 洋（以下「甲」という。）と受託者 地方公共団体情報システム機構 理事長 西尾 勝（以下「乙」という。）とは、住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センター（以下「集約センター」という。）に設置している福岡県に係る機器及び集約ネットワークの運用・監視に関する業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、集約センターに設置している福岡県に係る機器及び集約ネットワークの運用・監視に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、別記1「住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターに設置している福岡県に係るシステム等の運用監視等に関する業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるもののほか、この契約書に定めるところにより委託業務を受託し、履行するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 甲は、この契約に係る契約保証金を免除する。

（契約金額）

第4条 この契約の契約金額は、金12,521,304円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金927,504円）とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

（本人確認情報の管理）

第7条 乙は、本人確認情報の管理については、万全を期して安全な管理を行わなくてはならない。

（個人情報保護の保護）

第8条 乙は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（委託業務の再委託等）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て委託業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

なお、委託業務に関し、乙が再委託を行った場合は、乙は甲と再委託先の関係に配慮する。
2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合、再委託の理由、再委託先、再委託の内容及び再委託先に対する監督の方法等を甲に通知する。

- 3 乙は、第1項ただし書の規定により、第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者と守秘義務を課すことを内容とした契約を交わした上で行うものとする。また、この場合、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 4 乙は、前項の規定により、乙から委託業務の一部の処理を委託され、又は請け負った第三者（以下「再委託業者」という。）に対し、再委託業務の全部又は一部を第三者（以下「再々委託業者」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、再委託業務の一部の処理を再々委託業者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。
- 5 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合、再々委託の理由、再々委託先、再々委託の内容及び再々委託先に対する監督の方法等を甲に通知する。
- 6 乙は、第4項ただし書の規定により再委託業者に対し、乙から再委託された業務を第三者に再々委託させるときは、再委託業者と再々委託された業者との間の契約に守秘義務を課す規定を設けさせるとともに、再々委託された業者が再々委託された業務の全部又は一部を第三者にさらに委託させないようにするものとする。この場合において、乙は、再々委託された業者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 7 乙は、第4項及び前項の規定に違反する行為を確認したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第10条 乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にも該当しないことを確約する。また、次の各号の団体等に協力又は関与しないことを確約する。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋等、社会的運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- 六 その他前各号に準ずる者

2. 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（立会い、監督）

第11条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、甲の職員をじて委託業務について立会い、乙の履行状況を監督させることができる。

（検査等）

第12条 乙は、委託業務の完了届を1箇月単位で提出するものとし、当該月の委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、甲の検査を受けなければならない。甲は、乙から完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査の結果、乙の処理上の瑕疵を認めたときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

3 乙は、前項の瑕疵の修補が完了したときは、直ちに完了届を提出し、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、第1項の規定は、再検査に準用する。

4 前項の修補に必要な経費は、乙の負担とする。ただし、乙の責によるもの以外については、その負担につき、甲乙協議して決定する。

(契約金額の請求及び支払等)

第13条 乙は、前条第1項又は第3項の検査に合格後、別表「契約金額の請求時期等」に定めるところにより、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき理由により、前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなすものとする。

4 甲は、甲の責に帰すべき理由により、第1項の規定による金額の支払が遅れた場合は、未払金額につき遅延日数に応じ、本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定に定める率を乗じて得た額に相当する遅延利息を加算して支払わなければならない。ただし、計算した金額に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約内容の変更等)

第14条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲及び乙は、相手方と協議の上、契約金額その他契約の内容を変更することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、この契約を解除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第1号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10の金額を違約金として、甲に支払うものとする。この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

4 第1項の規定により、甲が乙と協議の上、契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼし

たときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(損害の請求)

第17条 乙が本委託業務の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害額を乙に請求することができる。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、甲はこれを請求しない。

3 本契約の履行に関し第三者に損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責めを負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(暴力団排除条項)

第18条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織若しくは構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(補則)

第19条 この契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約の証として、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 4月 1日

甲 委託者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋



乙 受託者 東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構

理事長 西尾



別表

契約金額の請求時期等

(単位)

請求時期	委託料①	消費税②	請求金額 (①+②)	累 計	備考
平成 26 年 5 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	1,043,442	平成 26 年 4 月
平成 26 年 6 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	2,086,884	平成 26 年 5 月
平成 26 年 7 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	3,130,326	平成 26 年 6 月
平成 26 年 8 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	4,173,768	平成 26 年 7 月
平成 26 年 9 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	5,217,210	平成 26 年 8 月
平成 26 年 10 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	6,260,652	平成 26 年 9 月
平成 26 年 11 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	7,304,094	平成 26 年 10 月
平成 26 年 12 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	8,347,536	平成 26 年 11 月
平成 27 年 1 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	9,390,978	平成 26 年 12 月
平成 27 年 2 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	10,434,420	平成 27 年 1 月
平成 27 年 3 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	11,477,862	平成 27 年 2 月
平成 27 年 4 月上旬	966,150	77,292	1,043,442	12,521,304	平成 27 年 3 月
計	11,593,800	927,504	12,521,304		

別記1

住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターに設置している福岡県に係るシステム等の運用監視等に関する業務委託仕様書

(単位)

この住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターに設置している福岡県に係るシステム等の運用監視等に関する業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)は、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)における同センターの機器及び集約ネットワークの運用及び監視業務を行う基準を示すものであり、その内容は、次のとおりである。

なお、福岡県を「甲」といい、地方公共団体情報システム機構を「乙」という。

1 運用及び監視業務

別紙1に示す集約センターに設置しているサーバ等の機器及び集約ネットワークの運用及び監視を行う。

なお、甲における検索サブシステムの構成については「クラスタ構成」とする。

2 運用及び監視の対象範囲

別紙2に示す集約センターに設置しているサーバ等機器及び集約ネットワークを対象とする。

3 業務内容

ア 集約センターのサービス提供日は、原則、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日とし、サービス提供時間帯は、午前8時30分から午後9時00分とする。

イ 集約センター実施業務

① 都道府県サーバ集約センターに係るサービス提供

- ・集約センター運用管理作業
- ・集約ネットワーク運用管理作業
- ・データセンター運用管理作業
- ・システム運用管理作業
- ・システム構成管理作業
- ・監視作業
- ・セキュリティ管理作業

② 運用指示に対する報告

③ 障害報告、障害対応状況報告

④ システム運用・監視に係る問合せ対応及び問合せに対する報告

⑤ システム運用・監視の報告

⑥ セキュリティ確認結果報告

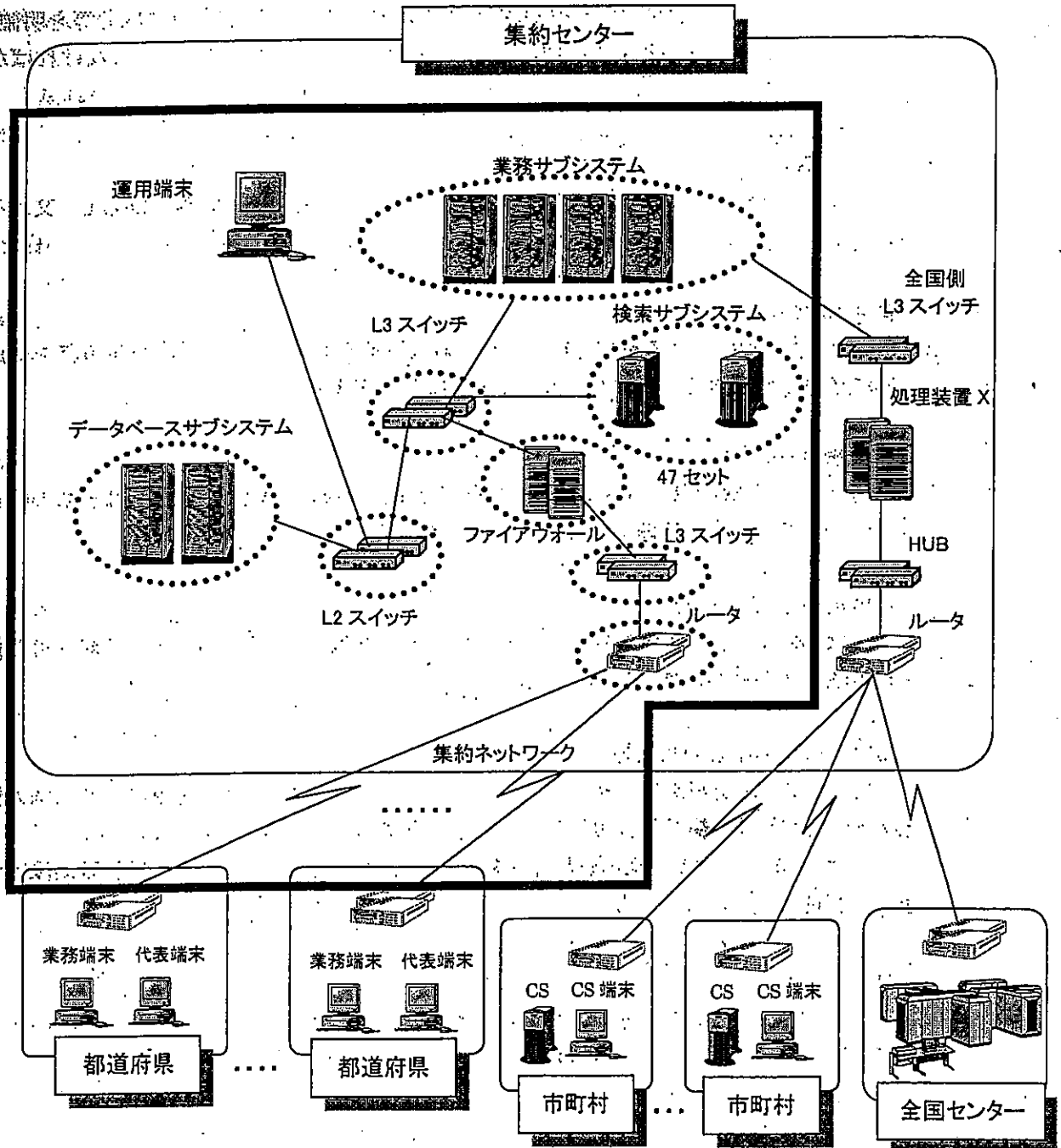
※別紙1の構成機器については、省略。

別紙2

集約センターに設置しているサーバ等機器及び集約ネットワークの運用・監視の対象範囲は、
下図太枠内とする。

ネットワーク監視の範囲は、業務サブシステムから都道府県に設置しているルータのWAN側ポートまでとする。ただし、端末機器は対象外とする。

図 運用・監視の範囲



別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は持ち出しの禁止等)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

2 乙は、甲が提供する一切の資料等を施錠若しくは入退室管理の可能な保管庫に保管する等、適正に管理しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還又は廃棄)

第8 乙は、業務を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は事前に甲の承諾を得て廃棄す

るものとする。廃棄を行う場合は、資料等に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うものとし、適切に廃棄した旨の報告書を甲へ提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

(従事者への研修)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第10 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第12 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(運搬)

第13 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の
運用管理及びソフトウェア保守業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と日本電気株式会社九州支社（以下「乙」とい
う。）とは、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用
管理及びソフトウェア保守業務（以下「業務」という。）の委託について、次のとお
り契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び資料（以下「仕様
書等」という。）に従い、業務を履行しなければならない。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成26年4月1日から平成30年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、総額38,966,400円（うち取引に
係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等の額」という。）2,886,400円）
とする。

ただし、各会計年度における委託料の年額は、次のとおりとする。

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

金8,501,760円（うち取引に係る消費税等の額 金629,760円）

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

金8,501,760円（うち取引に係る消費税等の額 金629,760円）

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

金8,501,760円（うち取引に係る消費税等の額 金629,760円）

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

金8,501,760円（うち取引に係る消費税等の額 金629,760円）

平成30年度（平成30年4月1日から平成30年10月31日まで）

金4,959,360円（うち取引に係る消費税等の額 金367,360円）

（契約保証金）

第4条 甲は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条第4号により
免除する。

（信義誠実の義務）

第5条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠意をもっ
てこの契約を履行するものとする。

(法令等の遵守)

第6条 乙は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及びその他法令等の規定を遵守し、この契約を履行するものとする。

(労働者派遣法との関係)

第7条 甲乙双方とも、この契約に基づき、乙が行う業務の着手から成果物の納入に至るすべてにおいて、甲と乙との間に、労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に規定される派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認するものとする。

(従事者の指揮命令)

第8条 乙は、指揮命令者を定め文書をもって甲に通知するものとする。

2 乙の従事者の業務遂行に関する指示、労働時間等の指示、企業秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令は、前項に定める乙の指揮命令者がこれを行うものとする。

(作業の形態)

第9条 秘密保持又は業務遂行上の必要から、甲の庁舎内で作業を行う必要がある場合、乙の従事者は、乙の指揮命令者の下に集合して作業を行うものとする。

2 前項により乙が業務を甲の庁舎内で行う場合、乙は、福岡県庁内管理規則（昭和43年8月福岡県規則第50号）を遵守しなければならない。

(作業場所)

第10条 乙は、秘密保持又は業務の遂行上の必要性から、甲の庁舎内で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。

2 乙の従事者は、甲の庁舎内で業務を遂行する場合は、乙の発行する身分証明書を常時携帯し、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

なお、甲の承認により第三者へ委託する場合は、乙は、乙の責任において当該第三者に対し、この契約書に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

(秘密保持)

第14条 甲乙とも、この契約その他これに関連又は付随して知り得た相手方の秘密事項を第三者に公表又は漏えいしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第15条 乙は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。
(誓約書の提出等)

第16条 乙は、乙の従事者に対し第12条から第15条の義務を遵守させるための必要な措置を講じるとともに、当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に提出するものとする。
(原票、資料、機器等の貸与提供)

第17条 甲は、乙が業務の履行のために必要とする原票、資料、材料、電子計算組織及びそれに付随するソフトウェアなどについて、乙から提供の要請があり、甲がその必要性を認めた場合には、速やかに乙へ貸与提供するものとする。

2 乙が甲の庁舎内で作業をする場合、必要があれば乙は、甲の所有する作業場所、じゅう器、備品、通信施設等の使用を要請することができる。使用上の条件は、甲乙別途協議してこれを定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、乙が業務の履行のために必要な情報、資料等について、甲は、可能な限り乙の便宜をはかるものとする。

(貸与品等の保管及び返還)

第18条 乙は、前条の規定に基づき甲から引き渡された原票、資料、貸与品等については、善良なる管理者の注意をもってこれを保管するとともに、次の各号のとおり適切な管理を行うものとする。また、第13条の規定に基づき甲の承認により第三者へ委託する場合の委託先についても同様とする。

(1) 施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管庫に保管する等適正に管理すること。

また、本件業務以外の用途に使用してはならない。

(2) 甲の承諾なくして複写・複製し、又は第三者に提供してはならない。

また、本件業務の作業場所以外に持ち出してはならない。

(3) 本件業務の遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還、又は甲の承諾を得て廃棄するものとする。廃棄を行う場合は、当該資料等に記録されている情報が判読できないよう必要な措置を講じなければならない。

(進ちょく報告義務)

第19条 乙は、業務の実施状況を必要に応じ甲に報告しなければならない。

2 前項のほかに、甲が必要と認めた場合には、甲は、乙に対し実施状況の報告を求めることができるものとする。

(事故等の報告)

第20条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた上で、遅滞なく詳細な報告書及び事後の対処方針を提出しなければならない。

2 乙は、前項の事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査)

第21条 甲は、この契約に規定する事項を確認するために、業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査し、指示することができる。

(報告書の提出)

第22条 乙は、業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務の成果について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲の再検査を受けるものとする。

(委託料の請求及び支払)

第23条 乙は、前条に定める報告書を提出し、前条第2項による甲の検査に合格した後、別表「契約金額の支払等」に定めるところにより、委託料の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(消費税)

第24条 税率の改定その他の事由により消費税等の額の算定方法に変更が生じた場合には、当該消費税等の額は変更されるものとする。

(プログラムの著作権)

第25条 乙は、乙が甲に納入する成果物等の著作権を、甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約締結以前から著作権を有するもので当該プログラムを構成する要素であるモジュール、ルーチン、サブルーチン及び定義体等の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(業務の内容の変更)

第26条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、業務の内容の変更、業務の一時中止又は中途解約をすることができる。この場合において、契約期間、契約金額若しくは履行期限の変更又は業務の一時中止若しくは中途解約をする必要があ

るときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第27条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事態に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲及び乙は、相手方と協議の上、契約期間、契約金額、履行期限、その他契約の内容を変更することができる。

(甲の解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 甲の責に帰すべからざる事由により本契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 乙が不正の行為をなし、又は甲の指示に従わず甲の業務の遂行を妨げたとき。
- (4) 乙がこの契約に違反したとき。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第29条 この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第30条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団排除条項)

第31条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となつており、
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契

約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織若しくは構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

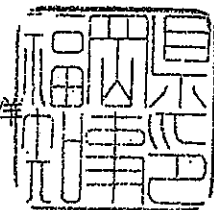
(協 議)

第32条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋



乙
福岡市博多区御供所町1番1号
日本電気株式会社五洲支社
支社長



別表
 契約金額の支払等

平成26年度

業務内容	委託料①	消費税②	支払金額	備考
			(①+②)	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (4月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (5月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (6月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (7月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (8月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (9月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (10月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (11月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (12月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (1月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (2月分)	656,000	52,480	708,480	
福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守 (3月分)	656,000	52,480	708,480	
合計	7,872,000	629,760	8,501,760	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 第2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

- 第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(運搬)

第14 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、委託者と受託者との間に締結される委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない委託業務の詳細について定めることを目的とする。

2 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の構成

代表端末機器等の構成は別紙1のとおりであり、代表端末機器等の仕様は、別紙2のとおりである。また、代表端末機等のソフトウェアについては、別紙3のとおりであり、そのうち保守対象となるソフトウェアは別紙4のとおりである。

3 保守期間

平成26年4月1日から平成30年10月31日まで

4 代表端末機器等の設置場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁内）

5 委託業務の内容

受託者の履行する業務は、以下のとおりである。

(1) サービス提供時間

8:00から21:00までとする。

ただし、年末年始及び異常発生時を除く。

(2) 代表端末機等の運用管理

指定情報処理機関が作成した「運用保守手引書（都道府県版）」及び「操作手引書（都道府県版）」等に基づき、別紙5の業務を行う。

(3) 各種提出物

ア 連絡体制図の作成

（体制変更時には、再度提出すること。）

イ 報告書の作成（月1回以上）

ウ その他必要に応じて説明書等の作成

(4) 障害時の対応

住民基本台帳ネットワークに異常が発生した場合、直ちに委託者に報告を行うとともに、委託者及び指定情報処理機関の指示により、復旧作業を行うこと。また、復旧した場合は、直ちに委託者に報告を行うこと。

別紙2の機器について故障等の障害発生連絡を受けた場合（定期予防保守等により障害を発見した場合を含む）、対象機器の設置場所において、その障害原因の切り分け、特定を実施し、ソフトウェアの調整・再セットアップ等を行い、速やかな障害復旧（原則として、連絡を受けてから共通運用時間帯（9:00～17:00）におけ

る運用停止時間が6時間以内とする。)を実施することとし、そのための作業人員及び代替部品の手配の体制を整えること。

(5) その他

ア 操作者の管理

委託者が行うICカード登録設定、ICカード管理台帳の整備・維持及びICカード貸与履歴の管理等の支援を行うこと。また、生体認証導入後においては、生体認証情報の管理等の支援を行うこと。

イ 提供ログ管理

委託者が実施する提供ログ管理及び提供ログ開示業務の支援を行うこと。

ウ システムに関する助言等

その他、委託者が本システムについて助言等を求めた際には必要な支援を行うこと。

6 留意事項

(1) 運用組織

委託者及び受託者は、業務の実施に当たり、運用責任者及び担当者に関する氏名、部門、役職、連絡先（緊急時を含む。）及び役割分担等を明確にしなければならない。

(2) セキュリティ管理

受託者は、委託者から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票等に関し、その管理を徹底し、データの漏えい及び紛失等がないよう十分配慮しなければならない。

(3) 運用手順等

受託者は、業務の実施に当たり、委託者と協議の上、各種運用手順を設け、適正に業務を実施しなければならない。

(4) その他

受託者は、業務の実施に当たっては、委託者と協議の上、指定情報処理機関から送付される手引書等の各種資料を基に、行わなければならない。

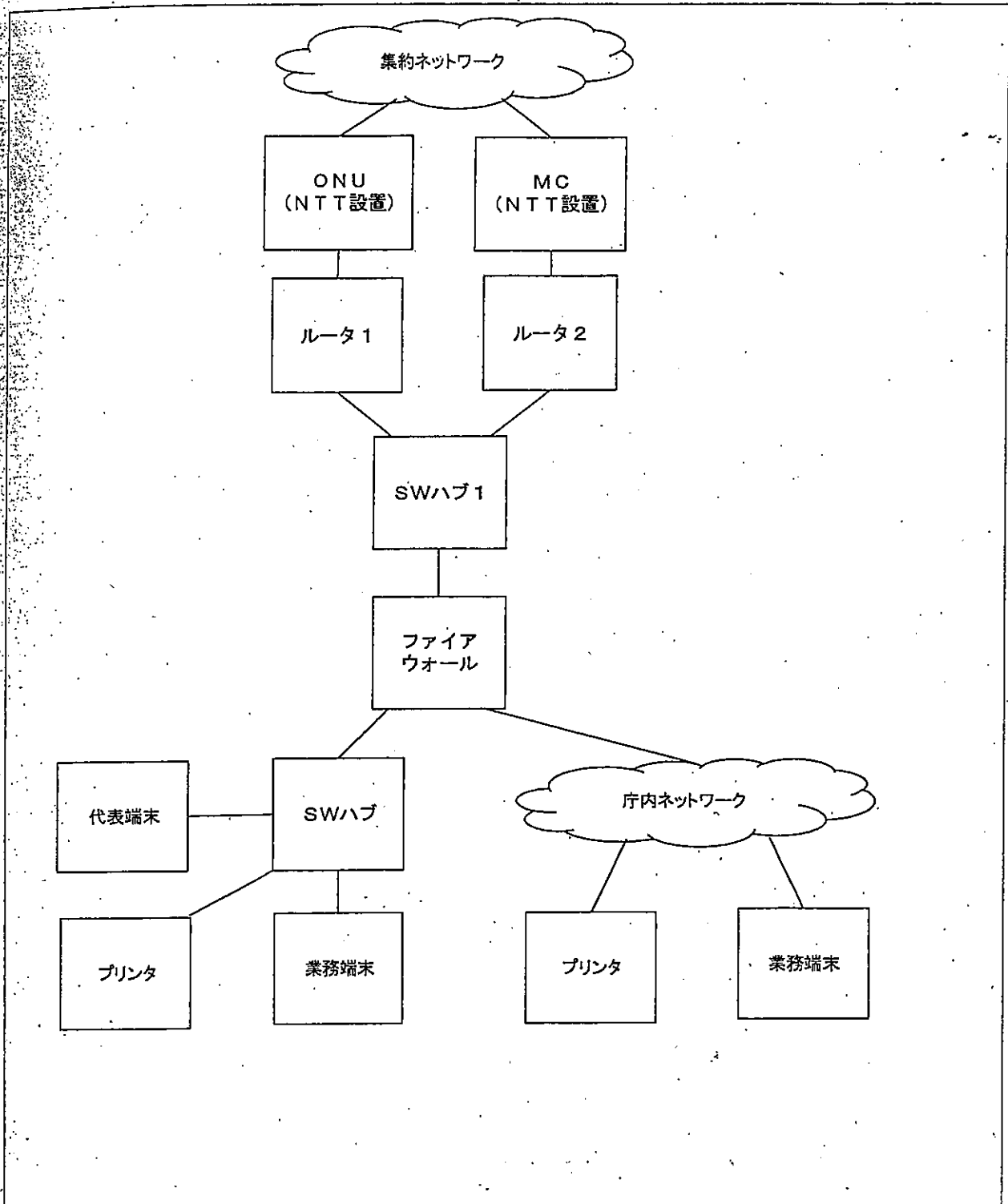
7 業務の引継

受託者は、次の受託者に対し、業務を適正に遂行するための必要かつ十分な引継ぎを行わなければならない。

8 その他

仕様書等に定めのない事項について定める必要が生じたときは、委託者受託者協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 機器構成図



※別紙2「機器仕様書」、別紙3「ソフトウェア一覧」及び別紙4「保守対象機器（ソフトウェア）一覧」については、省略。

別紙5
住基ネットワークシステム運用保守内容一覧

項番	作業項目	作業内容	回数
1	定期点検	システムログ及びジョブ、ウィルスの監視、ハードウェアの起動ランプの目視確認、障害監視等	1回/週
2	操作記録の確認	各種ログによる操作記録の確認	1回/週
3	業務アクセスログ管理	業務アクセスログの監視、コード変換及び保存等	1回/週
4	各種ログ管理	各種ログの取得、保存等	1回/週
5	統計的整合性確認対応	統計情報不一致リストの内容確認及び対応	1回/月
6	情報提供業務利用状況一覧表の作成	端末別及びカード別の情報提供業務利用状況一覧表の作成	1回/月
7	提供事務区分別本人確認情報提供件数一覧表の作成	提供事務区分別本人確認情報提供件数一覧表の作成	1回/月
8	代表端末管理	代表端末のバックアップ、再起動、パスワード変更等	随時
9	計画停電対応	各機器のシャットダウンや起動等	随時
10	運用スケジュール変更対応	祝日の設定変更や選挙対応等	随時
11	システムに関する通知文書の確認及び対応	住基ネット通信、OSの脆弱性関連及び各種事務連絡への対応	随時
12	システムに関する随時作業	指定情報処理機関等からの指示による対応	随時
13	業務アプリケーション反映作業	代表端末等に対する業務アプリケーション反映作業	随時
14	ウイルスパターンファイル反映作業	代表端末等に対するウイルスパターンファイル反映作業	随時
15	業務アプリケーション修正プログラム反映作業	代表端末等に対する業務アプリケーション修正プログラム反映作業	随時
16	業務アプリケーション及びウイルスパターンファイル反映状況管理	代表端末等の業務アプリケーション及びウイルスパターンファイル反映状況の確認	随時
17	OSのセキュリティ更新プログラム適用作業	OSのセキュリティ更新プログラムを適用するためのパッチファイルの作成及び適用作業の実施	随時
18	各種アプリケーションの更新作業	各種ソフトウェアのアプリケーションの更新作業	随時
19	本人確認情報物理削除対応	市町村等からの依頼による本人確認情報物理削除の実施	随時
20	本人確認情報一括提供対応	一括提供方式による情報提供業務の対応	随時
21	本人確認情報整合性確認対応	市町村等からの依頼による整合性確認処理の実施	随時
22	業務端末増設時対応	業務端末を増設した際の集約センターへの設定変更依頼等	随時
23	条例利用関連対応	集約センターへの設定変更依頼等の対応	随時
24	利用事務追加時の対応	利用事務追加時の各端末の設定変更作業等	随時
25	業務端末ログ監視	業務端末のログの監視	随時
26	その他随時パッチ	その他のパッチ処理(本人確認情報更新件数リスト等)の対応	随時
27	障害時対応	障害発生時の復旧対応	随時
28	各種問合せ対応	システムに関する問い合わせに対する助言及び対応	随時